

# 居宅介護支援重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、指定居宅介護支援提供のサービス内容について具体的に詳細に説明するものです。

## 1. 担当する介護支援専門員氏名、事業所の管理者氏名

介護支援専門員 大中原 美佐子

管理者 大中原 美佐子

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援センター おおぞら
所在地	三重県伊賀市高畑字深田784-2
介護保険事業所番号	2471200754
サービス提供地域	伊賀市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

### (2) 事業所の職員体制(令和3年2月1日現在)

管理者 1名 介護支援専門員 1名

### (3) 営業時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

※祝日、土・日曜日及び12月30日から1月3日までは休業させていただきます。

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

別紙のサービス提供の標準的な流れ(フローチャート)参照

## 4. 利用料金

### (1) 利用料

要介護として認定された方は、介護保険で全額給付されますので自己負担はありません。

保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合(保険給付金が直接事業者を支払われない場合)、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、保険者の担当窓口へ提出しますと全額払い戻しを受けることができます。

要介護1・2 10,760円 要介護3・4・5 13,980円 【令和3年4月現在】

※介護支援専門員取扱件数40件未満の場合

上記の表示金額に1.021を乗じた金額が伊賀市の居宅介護支援費となります。

## (2) 交通費

前記2の(1)に記載するサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費をいただきます。なお自動車を使用した場合の交通費はサービス提供地域を超えた時点から片道1kmごとに50円いただきます。

## (3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ一切料金はかかりません。

## (4) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。お支払いは銀行振込とさせていただきます。お支払い確認が出来次第、領収書を発行いたします。

## 5. サービスの終了

### (1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

お申し出によりいつでも解約できます。

### (2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

### (3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、自立、要支援と認定された場合
- ③ 利用者がお亡くなりになった場合

## 6. 事業所の特徴等

### (1) 運営の方針

- ① 利用者がある有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行ないます。
- ② 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って十分な情報提供と説明を行なうとともに、公正な援助を行ないます。
- ③ 関係市町村、地域の保健医療及び福祉サービスと綿密に連携し総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ 職務上知り得た情報は正当な理由なく第三者に提供しません。又サービス終了後、介護支援専門員の退職後も同様とします。
- ⑤ 利用者及び家族は介護支援専門員に対し複数の居宅サービス事業所を紹介するよう求めることができます。
- ⑥ 利用者及び家族は介護支援専門員に対し居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業所の選定理由について説明を求めることができます。
- ⑦ 公正中立なケアマネジメントの実施

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

(2) サービス利用のために

- ① 調査(課題把握)の方法については、「居宅サービスガイドライン」方式を原則とします。
- ② 介護支援専門員への研修については随時事業所内外の研修に参加しております。

7. サービス内容に関する苦情・相談

① 当法人、当事業所が設置する相談・苦情担当窓口

当事業所に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

居宅介護支援センターおおぞら	担 当	大中原 美佐子
電話：0595-21-8258	FAX：0595-21-3568	
0595-48-5657	0595-26-3578	
(受付対応曜日と時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分)		

② その他

上記窓口以外に市町村等の相談・苦情窓口等へ申し出ることができます。

- ・伊賀市役所介護高齢福祉課 〒518-8501 三重県伊賀市四十九町 3184 番地

電話(代表)：0595-26-3939 FAX：0595-24-3950

開庁時間：土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く午前8時30分～午後5時15分

- ・三重県福祉サービス運営適正化委員会

三重県津市桜橋2丁目131

TEL 059-224-8111 FAX 059-213-1222

- ・三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護保険係

〒514-8553 津市桜橋2丁目96番地三重県自治会館2階 電話：059-222-4165

毎週月曜日から金曜日の午前9時～午後5時(祝祭日を除く)

8. 医療機関へご入院された時にお願ひすること

医療機関へご入院された場合は、入院時病院へ担当している介護支援専門員として当事業所名と氏名、連絡先を伝えてください。

医療機関へご入院された場合は、できるだけ早く当事業所までご連絡下さい。又、近々にサービス利用の予定がある場合は直接サービス提供事業所にキャンセルする連絡を入れてください。

9. 虐待防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行いません。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 10. 身体拘束

事業者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うこともあります。

- 2 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員他の従業者に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する

## 11. 感染症予防、まん延防止

事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に一回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、介護支援専門員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

## 12. 業務継続計画の策定

事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は、介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。
- (2) 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

## 13. 従業員の研修等

事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより

介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するため定期的に必要な研修を行ないます。

10. 当事業所の概要

法人名称 社会福祉法人 恵成会  
代表者 理事長 岡田 吉史  
法人本部所在地 〒518-0005 三重県伊賀市高畑784-2  
電話番号 0595-21-8278  
施設等(種別) 居宅介護支援センター おおぞら(居宅介護支援事業所)  
ケアハウス おおぞら  
デイサービスセンター おおぞら  
特別養護老人ホーム おおぞら  
ショートステイセンター おおぞら

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項の説明を行ないました。

事業者

所在地 〒518-0005 三重県伊賀市高畑780  
名称 居宅介護支援センター おおぞら  
説明者 氏名 大中原 美佐子 ㊞

私は本書面により事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

(利用者との続柄 )